

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(会派名 自民党兵庫)

(議員名 奥谷 謙一)

整理 番号	使 途 項 目																																																																																																																																																																																	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ <b>事務所費</b> ・事務費・人件費																																																																																																																																																																																	
/	<p>いつもご利用いただきありがとうございます</p> <p><b>電気ご使用量のお知らせ</b></p> <p>奥谷 謙一様</p> <table border="1"> <tr> <td>お客さま番号</td> <td>日程</td> <td>所</td> <td>番</td> <td>号</td> </tr> <tr> <td>23423870</td> <td>36</td> <td>3500</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>供給地点特定番号</td> <td>06</td> <td>0234</td> <td>2387</td> <td>0363 5001 0000</td> </tr> <tr> <td>5年3月分</td> <td>ご使用期間</td> <td colspan="3">2月24日～ 3月22日</td> </tr> <tr> <td>ご契約内容</td> <td colspan="4">従量電灯A</td> </tr> <tr> <td>ご使用量</td> <td colspan="4">633kWh</td> </tr> <tr> <td>計器番号</td> <td colspan="4">635</td> </tr> <tr> <td>当月指示数</td> <td colspan="4">19684.6</td> </tr> <tr> <td>前月指示数</td> <td colspan="4">19051.4</td> </tr> <tr> <td>ご参考：前年同月ご使用量 (期間 2/24～ 3/23)</td> <td colspan="4">777kWh</td> </tr> <tr> <td>対前年同月比</td> <td colspan="4">-18.5%</td> </tr> <tr> <td>ご請求金額</td> <td colspan="4">15,773 円</td> </tr> <tr> <td>初回振替日</td> <td colspan="2">4月4日</td> <td>再振替予定日</td> <td>4月13日</td> </tr> <tr> <td>お支払期限日</td> <td colspan="4">4月24日</td> </tr> <tr> <td colspan="5">3月分料金の振替日は4月4日となります。 なお、振替日に引落しができなかった場合は、 4月13日に、再度引落しをさせていただきます。</td> </tr> <tr> <td>(内訳)</td> <td>円 銭</td> <td>(内訳)</td> <td colspan="2">円 銭</td> </tr> <tr> <td>最低料金</td> <td>341.01</td> <td>口座振替割引額</td> <td colspan="2">- 55.00</td> </tr> <tr> <td>1段料金</td> <td>2,132.55</td> <td>再エネ促進賦課金</td> <td colspan="2">2,183.00</td> </tr> <tr> <td>2段料金</td> <td>4,627.80</td> <td>消費税等相当額(再掲)</td> <td colspan="2">1,433.00</td> </tr> <tr> <td>3段料金</td> <td>9,557.10</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>燃料費調整額</td> <td>- 3,013.02</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>単価名称</td> <td>月分</td> <td>最初の15kWhに対して</td> <td colspan="2">15kWhをこえる1kWhにつき</td> </tr> <tr> <td>燃料費調整</td> <td>当月分</td> <td>-71円34銭</td> <td colspan="2">-4円76銭</td> </tr> <tr> <td></td> <td>翌月分</td> <td>-71円34銭</td> <td colspan="2">-4円76銭</td> </tr> <tr> <td>再エネ発電促進賦課金</td> <td>当月分</td> <td>51円75銭</td> <td colspan="2">3円45銭</td> </tr> <tr> <td colspan="5"><b>電気料金領収済のお知らせ</b></td> </tr> <tr> <td>年 月 分</td> <td>5年2月分</td> <td>ご使用期間</td> <td colspan="2">1/26～ 2/23</td> </tr> <tr> <td>契約種別</td> <td colspan="4">従量電灯A</td> </tr> <tr> <td>ご使用量</td> <td>961kWh</td> <td>振替日</td> <td colspan="2">3月8日</td> </tr> <tr> <td>領収金額</td> <td>24,757円</td> <td>消費税等相当額(再掲)</td> <td colspan="2">2,250円</td> </tr> <tr> <td>口座名義</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>店舗</td> <td colspan="4">口座番号</td> </tr> <tr> <td>検針日</td> <td>3月23日</td> <td>次回検針日</td> <td>4月25日</td> <td>検針員</td> </tr> <tr> <td colspan="5">関西電力株式会社 受託会社 関西電力送配電株式会社 関電サービス株式会社</td> </tr> <tr> <td colspan="5">お問合せ先の電話番号は裏面に掲載しております</td> </tr> </table>		お客さま番号	日程	所	番	号	23423870	36	3500			供給地点特定番号	06	0234	2387	0363 5001 0000	5年3月分	ご使用期間	2月24日～ 3月22日			ご契約内容	従量電灯A				ご使用量	633kWh				計器番号	635				当月指示数	19684.6				前月指示数	19051.4				ご参考：前年同月ご使用量 (期間 2/24～ 3/23)	777kWh				対前年同月比	-18.5%				ご請求金額	15,773 円				初回振替日	4月4日		再振替予定日	4月13日	お支払期限日	4月24日				3月分料金の振替日は4月4日となります。 なお、振替日に引落しができなかった場合は、 4月13日に、再度引落しをさせていただきます。					(内訳)	円 銭	(内訳)	円 銭		最低料金	341.01	口座振替割引額	- 55.00		1段料金	2,132.55	再エネ促進賦課金	2,183.00		2段料金	4,627.80	消費税等相当額(再掲)	1,433.00		3段料金	9,557.10				燃料費調整額	- 3,013.02				単価名称	月分	最初の15kWhに対して	15kWhをこえる1kWhにつき		燃料費調整	当月分	-71円34銭	-4円76銭			翌月分	-71円34銭	-4円76銭		再エネ発電促進賦課金	当月分	51円75銭	3円45銭		<b>電気料金領収済のお知らせ</b>					年 月 分	5年2月分	ご使用期間	1/26～ 2/23		契約種別	従量電灯A				ご使用量	961kWh	振替日	3月8日		領収金額	24,757円	消費税等相当額(再掲)	2,250円		口座名義					店舗	口座番号				検針日	3月23日	次回検針日	4月25日	検針員	関西電力株式会社 受託会社 関西電力送配電株式会社 関電サービス株式会社					お問合せ先の電話番号は裏面に掲載しております					<p>共通案分率 50%</p> <p><b>25%</b></p> <p>それ以外の案分</p> <p>案分の説明</p> <p>電気料金 (2月24日～3月22日分) ¥15,773×案分率 (25%)=¥3,943</p> <p>案分率</p>
	お客さま番号	日程	所	番	号																																																																																																																																																																													
	23423870	36	3500																																																																																																																																																																															
	供給地点特定番号	06	0234	2387	0363 5001 0000																																																																																																																																																																													
	5年3月分	ご使用期間	2月24日～ 3月22日																																																																																																																																																																															
	ご契約内容	従量電灯A																																																																																																																																																																																
	ご使用量	633kWh																																																																																																																																																																																
	計器番号	635																																																																																																																																																																																
	当月指示数	19684.6																																																																																																																																																																																
	前月指示数	19051.4																																																																																																																																																																																
ご参考：前年同月ご使用量 (期間 2/24～ 3/23)	777kWh																																																																																																																																																																																	
対前年同月比	-18.5%																																																																																																																																																																																	
ご請求金額	15,773 円																																																																																																																																																																																	
初回振替日	4月4日		再振替予定日	4月13日																																																																																																																																																																														
お支払期限日	4月24日																																																																																																																																																																																	
3月分料金の振替日は4月4日となります。 なお、振替日に引落しができなかった場合は、 4月13日に、再度引落しをさせていただきます。																																																																																																																																																																																		
(内訳)	円 銭	(内訳)	円 銭																																																																																																																																																																															
最低料金	341.01	口座振替割引額	- 55.00																																																																																																																																																																															
1段料金	2,132.55	再エネ促進賦課金	2,183.00																																																																																																																																																																															
2段料金	4,627.80	消費税等相当額(再掲)	1,433.00																																																																																																																																																																															
3段料金	9,557.10																																																																																																																																																																																	
燃料費調整額	- 3,013.02																																																																																																																																																																																	
単価名称	月分	最初の15kWhに対して	15kWhをこえる1kWhにつき																																																																																																																																																																															
燃料費調整	当月分	-71円34銭	-4円76銭																																																																																																																																																																															
	翌月分	-71円34銭	-4円76銭																																																																																																																																																																															
再エネ発電促進賦課金	当月分	51円75銭	3円45銭																																																																																																																																																																															
<b>電気料金領収済のお知らせ</b>																																																																																																																																																																																		
年 月 分	5年2月分	ご使用期間	1/26～ 2/23																																																																																																																																																																															
契約種別	従量電灯A																																																																																																																																																																																	
ご使用量	961kWh	振替日	3月8日																																																																																																																																																																															
領収金額	24,757円	消費税等相当額(再掲)	2,250円																																																																																																																																																																															
口座名義																																																																																																																																																																																		
店舗	口座番号																																																																																																																																																																																	
検針日	3月23日	次回検針日	4月25日	検針員																																																																																																																																																																														
関西電力株式会社 受託会社 関西電力送配電株式会社 関電サービス株式会社																																																																																																																																																																																		
お問合せ先の電話番号は裏面に掲載しております																																																																																																																																																																																		
		<p>※(注意) 本票により集金することはありません。</p>																																																																																																																																																																																
		<p>本領収書は 県議会議員奥谷謙一 宛てのものである。</p>																																																																																																																																																																																
02	23-04-04	電	15,773	円																																																																																																																																																																														

(添付様式2)

# 領収書等添付様式【共通】


(令和5年4月分)  
(会派名 自民党兵庫)  
(議員名 奥谷 謙一)

整理 番号	使 途 項 目																																					
2	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ <b>事務所費</b> ・事務費・人件費																																					
<p style="text-align: center;"><b>ご使用水量のおしらせ</b> Water Service Statement いつもご利用いただきありがとうございます。</p> <p>35</p> <p style="text-align: center;"><b>奥谷 謙一様</b></p> <p style="text-align: center;">お客様番号 <b>9 926 32 001 (102)</b></p> <p style="text-align: center;">水栓番号 メーター番号 A04415 097753E</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>年度</td> <td>期分</td> <td>口径</td> <td>用途</td> <td>戸数</td> <td>今回検計日</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>F6</td> <td>20</td> <td>一般用</td> <td>1</td> <td>5年 3月13日</td> </tr> </table> <p>今回メーター指示数 2,383 5年 3月13日まで 前回メーター指示数(-) 2,317 5年 1月12日から</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>今回ご使用水量 <span style="float: right;">66 m<sup>3</sup></span> Water used</p> </div> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>水道料金</td> <td>9,955円 ( 905円)</td> </tr> <tr> <td>下水道使用料</td> <td>6,578円 ( 598円)</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>合計金額 <span style="float: right;">16,533円</span> Total Charge</p> </div> <p style="font-size: small;">金額欄の( )内は、消費税相当額です。 振替予定日は 4月10日です。 検針員 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXX</span></p> <p>次回検針予定日 5月11日 頃 ※都合により変更する場合がございます。</p> <p style="text-align: center;">□座振替済のおしらせ</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>年度</th> <th>期分</th> <th>前回検計日</th> <th>ご使用水量</th> <th>振替日</th> </tr> <tr> <td>04</td> <td>F5</td> <td>1月11日</td> <td>68m<sup>3</sup></td> <td>2月 8日</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>水道料金</td> <td>10,428円 ( 948円)</td> </tr> <tr> <td>下水道使用料</td> <td>6,864円 ( 624円)</td> </tr> <tr> <td>振替合計金額</td> <td>17,292円</td> </tr> </table> <p>ご使用期間 4年11月11日から 5年 1月11日まで 上記の金額をご指定の口座から振替させていただきます、ありがとうございます。 531-107-00 本票でのお支払はできません。</p> <p>※水道料金等のお問い合わせ先 連絡先 営業課 ☎ 945-7628 ※水道の開始・中止の受付(ホームページでも受付しています。)</p> <p>お客様受付センター ☎ 078-797-5555 営業時間 午前9時～午後5時15分 土・日・祝は休みです。 水道料金は下水道使用料と合わせて2か月ごとにいただいています。</p> <p style="text-align: center;"><b>神戸市水道局</b> Waterworks Bureau</p>		年度	期分	口径	用途	戸数	今回検計日	4	F6	20	一般用	1	5年 3月13日	水道料金	9,955円 ( 905円)	下水道使用料	6,578円 ( 598円)	年度	期分	前回検計日	ご使用水量	振替日	04	F5	1月11日	68m <sup>3</sup>	2月 8日	水道料金	10,428円 ( 948円)	下水道使用料	6,864円 ( 624円)	振替合計金額	17,292円	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border: 2px solid black;">25%</td> </tr> </table> <p>それ以外の案分</p> <p>案分の説明</p> <p>水道使用料 (R5.1月12日～ R5.3月13日) ¥16,533</p> <p style="text-align: center;">案分率</p> <p style="text-align: center;">¥16,533 × 案分率 (25%) = ¥4,133</p>	共通案分率	50%		25%
年度	期分	口径	用途	戸数	今回検計日																																	
4	F6	20	一般用	1	5年 3月13日																																	
水道料金	9,955円 ( 905円)																																					
下水道使用料	6,578円 ( 598円)																																					
年度	期分	前回検計日	ご使用水量	振替日																																		
04	F5	1月11日	68m <sup>3</sup>	2月 8日																																		
水道料金	10,428円 ( 948円)																																					
下水道使用料	6,864円 ( 624円)																																					
振替合計金額	17,292円																																					
共通案分率	50%																																					
	25%																																					
<p style="text-align: center;">03 23-04-10 様 16,533 コウヘ"スイト"ウリヨウ</p>		<p>本領収書は 県議会議員奥谷謙一 宛てのものである。</p>																																				

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)  
(会派名 自民党兵庫)  
(議員名 奥谷 謙一)

整理番号	使 途 項 目																													
5	<p>調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費</p> <p>詳細は別添えの通り。</p> <div data-bbox="470 560 853 840"><p><b>お客様控え</b> IDEMITSU (クレジット領収書) 341384 セルフ谷上SS TEL 078-583-6640 出光リテール販売(株) 本社 東京都中央区新富一丁目18-8 8F TEL 0</p></div> <p>売上 2023年 4月 9日 12:45 KENICHI OKUTANI 様</p> <table border="1"><tr><td>軽油</td><td>P-15(内)</td></tr><tr><td>29.83 L</td><td>0141.0</td><td>4206円</td></tr><tr><td>03100.00</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(内、軽油本体</td><td>0108.90</td><td>3248円)</td></tr><tr><td>(内、軽油税</td><td>032.10</td><td>958円)</td></tr></table> <p>合計 4,206円 (内、消費税等(10.00%) 295円) (内、P支払可能金額 4,206円)</p> <p>***軽油税に消費税は加算されません***</p> <p>支払区分：一括 承認No. 0004724338 端末識別番号：0817501341384 端末処理番号：14279 ATC：0019 IC/MS識別子：IC AID:A0000000031010 VISACREDIT カードシーケンス番号：00</p> <div data-bbox="459 1541 858 1886"></div> <p>伝No: 10179 担当:8800</p>	軽油	P-15(内)	29.83 L	0141.0	4206円	03100.00			(内、軽油本体	0108.90	3248円)	(内、軽油税	032.10	958円)	<table border="1"><tr><td>共通案分率</td><td>50%</td></tr><tr><td></td><td>25%</td></tr><tr><td>それ以外の案分</td><td></td></tr><tr><td>案分の説明</td><td></td></tr><tr><td>軽油代 4月分 (4/9) ￥4,206</td><td></td></tr><tr><td>案分率</td><td></td></tr><tr><td>¥4,206 × 案分率(50%) =¥2,103</td><td></td></tr></table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分		案分の説明		軽油代 4月分 (4/9) ￥4,206		案分率		¥4,206 × 案分率(50%) =¥2,103	
軽油	P-15(内)																													
29.83 L	0141.0	4206円																												
03100.00																														
(内、軽油本体	0108.90	3248円)																												
(内、軽油税	032.10	958円)																												
共通案分率	50%																													
	25%																													
それ以外の案分																														
案分の説明																														
軽油代 4月分 (4/9) ￥4,206																														
案分率																														
¥4,206 × 案分率(50%) =¥2,103																														

本領収書は  
県議会議員奥谷謙一  
宛てのものである。


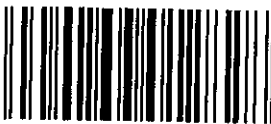
(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(会派名 自民党兵庫)

(議員名 奥谷 謙一)

整理 番号	使 途 項 目 調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
4	<p>詳細は別添えの通り。</p>  <p><b>領収書</b> <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">印 紙</span></p> <p><b>IDEMITSU</b> 341384</p> <p>セルフ谷上SS TEL 078-583-6640</p> <p>出光リテール販売(株) 本社 東京都中央区新富一丁目18-8 8F TEL 0</p> <hr/> <p>売上 2023年 4月16日 17:43 上 様 手 現金フリー 00-341384-90001-0001-9</p> <p>軽油 25.17L 0143.0 3599円 03100.00 (内、軽油本体 0110.90 2791円) (内、軽油税 032.10 808円)</p> <hr/> <p>合計 3,599円 (内、消費税等(10.00%) 254円) 預り金 10,000円 釣銭 6,401円</p> <p>***軽油税に消費税は加算されません***</p> <hr/> <p>伝No: 10328 担当:8800</p> <hr/> <p>&lt;釣銭預り券&gt;</p> <p>釣銭のお受け取りまたは入金紙幣の払い戻しは、「自動精算機」にてお願いいたします。</p> <hr/> <p>2023年 4月16日 17:43 レ-No. 05 お預り金額 ¥10,000 お買上金額 ¥3,599 釣銭金額 ¥6,401</p> <p>預り番号 269-1255</p> 	<p>共通案分率 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">50%</span> 25%</p> <p>それ以外の案分 案分の説明 軽油代 4月分 (4/16) ¥3,599</p> <p>案分率</p> <p>¥3,599 × 案分率(50%) =¥1,799</p>

本領収書は  
県議会議員奥谷謙一  
宛てのものである。

(添付様式2)

### 領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和5年4月分)

(会派名 自民党兵庫)

(議員名 奥谷 謙一)

整理 番号	使 途 項 目					
5	詳細は別添えの通り。	<table border="1"><tr><td data-bbox="1141 421 1316 504">共通案分率</td><td data-bbox="1316 421 1433 504">50% 25%</td></tr><tr><td data-bbox="1141 504 1316 1055">それ以外の案分 案分の説明 通信料 (携帯電話使用料)3月分 ¥16,962-¥9,029=¥7,933</td><td data-bbox="1316 504 1433 1055">案分率  ¥7,933 × 案分率(50%) =¥3,966</td></tr></table>	共通案分率	50% 25%	それ以外の案分 案分の説明 通信料 (携帯電話使用料)3月分 ¥16,962-¥9,029=¥7,933	案分率  ¥7,933 × 案分率(50%) =¥3,966
共通案分率	50% 25%					
それ以外の案分 案分の説明 通信料 (携帯電話使用料)3月分 ¥16,962-¥9,029=¥7,933	案分率  ¥7,933 × 案分率(50%) =¥3,966					

本領収書は  
県議会議員奥谷謙一  
宛てのものである。

# 2023年4月10日のご利用代金明細表

2023年3月25日 発行

お名前	奥谷 謙一 様
お支払い日	2023年4月10日 (月)
お支払い合計額	19,494円
カスタマー番号 (サービス名称/ 加入・切替日)	2022年4月1日

金融機関	[Redacted]
支店	
科目	
口座番号	

お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を表示していません

各種ご照会・お申込みには会員番号が必要となりますので、お手元にカードをご用意の上、お問い合わせください。

1回払いを除き、商品瑕疵、役務の未提供などを理由にお支払いを止めることができる場合があります。

ご利用日	ご利用店名	ご利用金額	支払区分	今回回数	お支払い金額	(お支払い総額)		(内手数料)		備考
						現地通貨額	略称	換算レート	換算日	
奥谷 謙一 様 ご利用分 [Redacted]										
[Redacted]										
奥谷 謙一 様 ご利用分 [Redacted]										
#	23/02/28	ドコモご利用料金 / ID 3月分	15,386	1	1	15,386				
#	23/02/28	ドコモ決済サービス等 / ID 3月分	1,576	1	1	1,576				) ¥ 16,962 -
<お支払い金額総合計>						19,494				

株式会社NTTドコモ  
 東京都千代田区永田町2丁目 11番1号  
 登録番号 関東財務局長第01421号

お問合せ先 お手元にカードをご用意のうえ、お手続きください。  
 dカードゴールドデスク 0120-700-360 (午前10:00~午後8:00年中無休※)  
 ※ ただし、午後6:00~午後8:00については、一部受付できない業務があります  
 クレジット紛失盗難 0120-159-360 (24時間年中無休)

日頃、ドコモのサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

内訳項目 金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
【合計請求額の請求内訳】			詳細は電話番号毎内訳をご覧ください。
◇基本使用料等 (計) 8,660	8,660	基本使用料	合 算
◇通話料・通信料 (計) 3,442	12	X I ・SMS通信料	合 算
	30	5 G ・SMS通信料	合 算
	3,400	音声オプション定額料	合 算
◇その他ご利用料金等 (計) 1,588	1,600	付加機能使用料等	合 算
	6	ユニバーサルサービス料	合 算
	-20	e ピリング割引料	合 算
◇決済サービス料金等 (計) 1,806	1,576	d 払い等 (ご利用代金/継続課金)	非対象等
	330	e p モード決済 (料金回収代行/継続課金分)	内 税
◇消費税等相当額 (計) 1,368	1,368	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇合計 16,962	16,962	合計	(3回繰請求分)
		① ¥1665.-	
		② ¥2016.-	
		③ ¥5350.-	
		計 ¥9029.-	

対象外 (1) ¥1665.-  
(2) ¥2016.-  
(3) ¥5350.-  
計 ¥9029.-

\*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\*  
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。  
なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号当たりの費用 (番号単価) が公表されています。









(添付様式2)

### 領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(会派名 自民党兵庫)

(議員名 奥谷 謙一)

整理 番号	使 途 項 目																							
6	調査研究費 研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費  詳細は別添えの通り。	<table border="1"><tr><td data-bbox="1150 427 1326 465">共通案分率</td><td data-bbox="1326 427 1449 465">50%</td></tr><tr><td data-bbox="1150 465 1326 504"></td><td data-bbox="1326 465 1449 504">25%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1150 504 1449 542">それ以外の案分</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1150 542 1449 580">案分の説明</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1150 580 1449 618">自動車リース代 4月分</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1150 618 1449 656">¥52,800 - ¥933) =</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1150 656 1449 694">¥51,867 × 案分率</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1150 694 1449 732">(50%) = ¥25,933</td></tr><tr><td data-bbox="1104 689 1150 786" rowspan="5">案 分 率</td><td data-bbox="1150 732 1449 770"></td></tr><tr><td data-bbox="1150 770 1449 808"></td></tr><tr><td data-bbox="1150 808 1449 846"></td></tr><tr><td data-bbox="1150 846 1449 884"></td></tr><tr><td data-bbox="1150 884 1449 922"></td></tr></table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分		案分の説明		自動車リース代 4月分		¥52,800 - ¥933) =		¥51,867 × 案分率		(50%) = ¥25,933		案 分 率					
共通案分率	50%																							
	25%																							
それ以外の案分																								
案分の説明																								
自動車リース代 4月分																								
¥52,800 - ¥933) =																								
¥51,867 × 案分率																								
(50%) = ¥25,933																								
案 分 率																								
本領収書は 県議会議員奥谷謙一 宛てのものである。																								

おたにのりさま

2023年5月6日 16:09  
株式会社 三井住友銀行

照会口座

絞込が設定されています

50000円～×

## 入出金明細

対象期間：2023年4月26日～2023年4月26日

日付	お取扱内容	お引き出し	お預け入れ	残高
2023年4月				
4月26日	マツダクレジット	52,800 円 -		

Web通帳(通帳不発行式)の口座です。

口座のご名義は、カタカナにて表示しております。21文字以上の場合、20文字まで表示しております。三井住友銀行

マツダオートリース株式会社 充当計算

4月請求分

支払総額	¥52,800
除外額合計	¥933
出金総額	¥51,867
充当額合計 (50%)	¥25,933

除外オプション内訳

除外項目	除外額
	¥12,000
	¥44,000
合計	¥56,000

計 ¥56,000/60回 月々¥933を除外 (初回のみ¥953)

# マツダオートリース契約書

2022年7月15日

契約番号: 2000275459



0 | 7 | 法人リース

リース会社(甲)

広島市中区基町11番10号

マツダオートリース株式会社

代表取締役 **長神文憲**

お客様(乙)

住所

神戸市北区山田町上谷上字宮園北35

名称

奥谷謙一

代表者

連帯保証人

住所

氏名

印3

連帯保証人

住所

氏名

印4

乙及び連帯保証人は、甲との下記物件の賃貸借契約にあたり、各々裏面記載の「法人リース契約条項」を承認し、「個人情報の取扱に関する条項」に同意のうえ、本契約を締結します。  
この契約を証するため本書を作成し、甲と乙及び連帯保証人が各一通を保有するものとします。

(1) リース自動車明細								
車名	MAZDA2 SKYACTIV-D 1.5 XD Pro-S			色	プラチナクォーツメタリック(ネイ)			
登録番号	神戸504わ3266		車台番号					
使用の本拠の位置	兵庫県神戸市北区山田町上谷上35							
初年度登録	2022	年	7	月	車両区分	新車	使用の目的	一般業務用
付属品	フロアマット		アクリルバイザー		スマートインETC			
	ナビゲーション用SDカード		ナンバープレートホルダー(フロント・リア)					
架装品	TVキット		2カメラライブレコーダー					

(2) リース期間				
リース期間	2022年7月15日~2027年7月14日		60	ヵ月間

(3) リース料及び消費税等												
第1回支払日	2022		年	9	月	26	日					
最終支払日	2027		年	7	月	26	日					
支払回数	59	回	初回支払回数	2	ヵ月分	期間	60	ヵ月	支払日	毎月26	日	
月額リース料	48,000		円	月額消費税等	4,800		円	月額支払い計	52,800			円
リース料総額①	2,880,000		円	消費税等総額②	288,000		円	(支払総額) ①+②	3,168,000			円

(4) リース料等支払方法	
月額リース料及び月額消費税等は別途「預金口座振替依頼書」に基づき甲の提携会社の預金口座に振り替えます。	

(5) 規定損害金及び解約金	
規定損害金及び解約金	3,312,000 円
リース終了時	オープンエンド

(6) 契約総走行距離					
1ヵ月平均	1,500km	×	60ヶ月	契約総走行距離	90,000km

(7) 超過走行料	
1km超過走行当り	3円

(8) 納車	
納車予定日	車両注文書による
納車場所	貴社ご指定の場所

(9) 税金保険等		(10) メンテナンス	
(○) 登録手数料		(○) 車検整備	(○) タイヤ交換
(×) 環境性能割		(○) 法定点検	【夏タイヤ】 必要本数
(○) 重量税 24ヶ月		(○) セーフティ点検	【冬タイヤ】 必要本数
(○) 自動車税 60ヶ月		(×) スケジュール点検	(○) バッテリー交換 必要個数
(○) 自賠責保険料 61ヶ月		ヶ月毎	(○) 代車提供
(×) 任意保険 ヶ月		(○) 一般修理/消耗品	必要に応じて提供致します。
(×) JAF 年分		(○) オイル交換	(事故修理時を除く)
			(○) ロードサービス
			(○) 点検サイクル6ヶ月毎
			(○) 冬タイヤ用ホイール1セット

(11) 任意保険			
お客様にて加入、証券の写しをお送りください。			
保険会社:		代理店:	
年齢制限:	類別:	割引率:	等級:
保険種別	【車両保険】	【特約】	
対人賠償	種別:		
対物賠償			
(免責)			

(12) 車両返還遅延の場合の損害金	
1日当り	1,600円

(13) 特約条項
<p>乙は自動車リース契約重要事項説明書を受領、確認し、本契約に係る個人情報に関し個人信用情報機関への照会・登録・利用について同意しました。</p> <p>リース期間満了時の車両の予定処分価格を412,000円(税別)と定めます。</p> <p>リース期間満了時に返還された車両の処分による甲の手取額が上記処分価格を下回った場合は乙は甲にその不足額を支払うものとします。</p> <p>逆に上記処分価格を上回った場合は甲は乙にその超過額を支払うものとします。</p>

(問合せ・相談窓口)
<p>マツダオートリースについてのお問い合わせ、御相談は弊社「大阪営業部」にご連絡下さい。</p> <p>TEL:06-6233-5611 FAX:06-6233-5612 大阪市中央区今橋3-1-7</p>



法人リース契約条項

第1条 (目的)

甲は、本契約の定めに従い、乙に対し表記(1)に記載のリース自動車(以下、自動車という)をリースし、乙はリースを受けます。

第2条 (リース期間)

リース期間は、表記(2)に記載のとおりとし、登録手続きを完了した日から起算します。

第3条 (リース料)

乙が、甲に対して支払うべき自動車のリース料は、表記(3)に記載のとおりとします。これらのリース料に含まれる消費税等は表記(9)に記載のとおりとします。

第4条 (月額リース料)

月額リース料の金額及び支払期日は、表記(3)に記載のとおりとします。その支払いは表記(4)に記載の方法によるものとし、乙は甲に対し、その為に必要な手続きに協力するものとします。この場合、甲は乙に対して領収証の発行はいたしません。

第5条 (消費税等)

1. 乙は、本契約に基づき取引について課される表記(3)に記載の消費税及び地方消費税(以下、消費税等という)をリース料の支払いに加えて表記(4)に記載のとおり甲に支払うものとします。  
2. 消費税等の税率等に変更があった場合は、次条の定めにかかわらず、乙が甲に支払うべき消費税等につき、必要増減の調整を行うものとします。

第6条 (リース料の変更)

1. リース期間中、自動車にかかる租税公課及び自賠責保険料が変更された場合、甲はリース料の変更を行わないものとします。  
2. 乙は、原因のいかんを問わず、故障等で修理入庫のための自動車使用不能期間を理由として、リース料の控除請求をできないものとします。

第7条 (契約総走行距離)

1. 自動車の契約総走行距離は、表記(6)に記載のとおりとします。  
2. 乙は、前項の契約総走行距離を超過した場合、その超過走行距離にかかる超過料金を、乙が第29条の定めにしたがい自動車を甲に返還すると同時に、現金で甲に支払うものとします。ただし、超過走行距離のうち契約総走行距離の10%以下の部分にかかる超過料金について、乙は、予め甲に申し出てその承諾を得たときは、その支払いを要しないものとします。  
3. 超過料金は、表記(7)に記載のとおりとします。  
4. 中途解約時の契約総走行距離は、表記(6)に記載の1ヵ月平均走行距離に経過月数を乗じて計算し、乙は契約総走行距離を超過した場合、解約時に甲の請求に基づき、超過料金を現金で甲に支払うものとします。(自動車の引渡し及び自動車の品質等)

第8条

1. 自動車の納車予定日は、表記(8)に記載のとおりとします。乙は納車を受けた後直ちに自動車の検査を行い、自動車の品質、種類及び数量(規格、仕様、性能その他自動車につき乙が必要とする一切の事項を含む。以下これを総称して、自動車の品質等という。)が本契約の内容に適合していることを確認したとき、物件借受書を遅滞なく甲に交付するものとし、甲が物件借受書を受領したとき、物件借受書記載の発行日をもって自動車の引渡しは完了したものととし、以後甲は、その引渡しの責任を負いません。  
2. 前項に基づき検査の結果、自動車の品質等が本契約の内容に適合していない(以下、自動車の品質等の不適合という)ときは、乙は直ちにこれを甲に書面で通知し、売主との間でこれを解決した後、前項に従い、物件借受書を甲に交付するものとします。  
3. 乙は、自動車の納車を受けたときから、第1項の引渡しを完了するまで、善良な管理者の注意義務をもって自動車を保管します。  
4. 甲は、自動車の納車が天災地災、ストライキ、自動車の製造会社、販売会社又は運送業者の都合、その他甲に故意又は重大な過失が認められない事由によって、表記(8)に記載の納車予定日より遅延しても、一切の責任を負わないものとします。この場合、甲及び乙は、第1項の納車予定日の変更等について協議します。  
5. 乙が正当な事由なく自動車の受取りを拒否し、又は第1項の物件借受書の交付を行わないときは、甲は、本契約を解除し、又は解除せず甲に生じたすべての損害(弁済費用を含む)を行き、乙に対しその賠償を請求できるものとします。  
6. 自動車の品質等の不適合があった場合又は自動車の選択若しくは決定に際して乙に錯誤があった場合においても、甲は一切の責任を負わないものとし、乙は売主との間で、直接これを解決します。ただし、本契約に消費者契約法の適用がある場合において、同法第8条の2第2号に定める解除権に代って、この限りではありません。  
7. 前項の場合に乙が書面により請求したときは、甲は売主に対して有する損害賠償請求権を乙に譲渡する手続きをとるなどにより、乙の売主に対する直接請求に協力します。但し、甲は、売主の履行能力及び譲渡に係る権利の存否を担保しません。  
8. 乙は、前項に基づいて、売主に対して権利を行使する場合においても、リース料の支払い、その他の本契約に基づく一切の義務の履行を免れることはできません。  
9. 本契約が再リース契約の場合は、前各項にかかわらず、甲は自動車の引渡責任を負わず、乙は表記(1)に記載の使用中の自動車を引き継ぎ使用するものとします。

第9条 (自動車の保守及び管理)

1. 乙は、自動車を善良な管理者の注意をもって保守及び管理するものとし、自動車の保守及び管理に関する法令、官公庁の規則及び指示を遵守するものとします。  
2. 乙は、その費用負担と責任において、自動車につき法令に定める点検、車検整備を実施することはもちろん、消耗部品、付属品の交換、不具合箇所及び損傷箇所の修理その他自動車の保守管理のため必要な一切の行為を行い、自動車を正常に運転操作できる状態に保全するものとします。  
3. 乙は、リース期間の開始日から自動車の返還までの間に自動車が損傷したときは、その原因の如何を問わず、速やかに修繕、修復を行います。  
なお、その費用はリース料に含まれる費用を除き乙が負担します。  
4. リース期間満了の前後を問わず、自動車の使用、維持、管理、保管、運行等に発生した費用はリース料に含まれる費用を除き乙が負担します。  
また、乙が自動車本来の用途又は道路運送車両法その他の諸法令に違反し生じた責任、罰金等は、一切を乙の負担とし、乙は甲に何等迷惑・損害を及ぼさないものとします。

第10条 (メンテナンスサービス)

1. 表記(10)でメンテナンスサービス費用がリース料に含まれると表示されている場合、乙はリース期間中、自動車について表記(10)に記載のメンテナンスサービス(○印の表示のあるもの)を本契約の規定に従って受けるものとします。なお、メンテナンスサービス内容は所定のドライバーズガイドブック(以下、ガイドブックという)に記載のとおりとします。  
前項の規定にかかわらず、次の各号についてはメンテナンスサービスの範囲外とし、費用は乙の負担とします。  
①乙の故意、重大な過失又は契約違反に起因する整備・修理  
②天災地災、その他の不可抗力に起因する整備・修理  
③法令の制定若しくは改廃又はこれらに基づく官公庁の指示、指導等に起因する整備・修理、改造若しくは部品の取付け  
④事故に起因する整備・修理又は廃食等自然損耗による修理  
⑤自動車の実走行距離の1ヵ月平均が、表記(6)に記載の1ヵ月平均走行距離を著しく超過していることに起因する整備・修理  
2. 乙は、第1項のメンテナンスサービスを受けないことに関して、その一切の責任を負うものとし、リース料の支払い、その他の本契約に基づく一切の支払義務を免れることはできず、甲に対してメンテナンスサービス費用の償還を請求することはできません。  
3. 乙は、甲指定の工場が自動車の継続検査等の手続きを代行するときに、放置違反金滞納の有無を確認するために、一般社団法人日本自動車整備協会連合会のホームページを利用したインターネット照会を行うことに予め同意します。  
また、インターネット照会の結果、甲指定の工場が各都道府県警察に対してのファックスによる照会を要する場合は、乙は所定の同意書に署名又は押印するものとします。  
4. 放置違反金の滞納等に起因して自動車の継続検査が延滞又は不能となっても甲は一切の責任を負いません。なお、放置違反金の滞納等に起因して保安基準適合証の有効期限が切れた場合、「保安基準適合証」の再取得に係る一切の費用は乙が負担します。  
5. 乙は、継続検査を行う場合において、甲指定の工場が保安基準適合証の交付に代えて、当該保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により道路運送車両法に定める登録情報処理機関に対し提供することを承諾します。

第11条 (自動車の点検、整備、修理の方法)

1. 乙は、自動車の点検、整備又は修理を要する場合は、甲指定の工場で受けるものとします。ただし、やむを得ない事由がある場合で、予め甲の承諾を得たときは、乙は他の工場で点検、整備又は修理を受けることができるものとします。  
なお、甲の許可を得ず又は甲の指示に反して点検、整備又は修理を第三者に委託し又は自ら行ったときは、当該点検、整備及び修理に係る一切の費用は乙の負担とし、また、甲は、それに起因する自動車の不備及びそれに対する修理について責任を負いません。  
2. 乙は、自動車の点検、整備又は修理を受ける場合、メンテナンスカード(以下、カードという)を当該工場に提示の上、入ります。  
なお、カード提示がないとき、カード記載のメンテナンスサービス有効期間が終了していたとき又はカード記載の取扱注意事項に従わなかったときは、当該点検、整備及び修理に係る一切の費用について、甲より別途代金の請求をされても異議のないものとします。

第12条 (代車の提供)

1. 甲は、表記(10)に記載の代車提供内容に基づき、甲が必要と認めた期間に限り、甲の選定する代車をガイドブックの定めにより無償で乙に提供します。ただし、代車の車種、仕様、排気量、積載量、付保されている保険金額等は本契約の自動車と異なり得ます。  
2. 本契約の自動車の使用、維持、管理、保管、運送等に関する規定は、前項の代車に準用します。

第13条 (自動車の使用)

1. 乙は、自動車をその本来の用途に従い、表記(1)に記載の目的のためにのみ使用するものとします。  
2. 乙は、自動車を前項の目的外に使用しようとするとき、又は自動車の塗装を変更し、若しくは自動車に文字、図案、絵画等を書こうとするときは、事前に甲の書面による承諾を得るものとします。  
3. 乙は、自動車の運行に際し、法定の日常点検(エンジン冷却水、バッテリー液、エンジンオイル、ブレーキオイルの点検補充等)及び予め自動車の取扱説明書で示す保守点検を行い、自動車の運転は、法令により定められた運転資格を有する者若しくは乙の従業員又は一切の第三者が行うものとします。

第14条 (損害の負担)

乙は、自動車自体又はその使用、管理に起因して生じた一切の人的又は物的(積荷等に生じた損害を含む)な損害について一切の責任を負い、甲に負担を及ぼさないものとします。万が一、甲が第三者から損害賠償の請求を受け、そのために何らかの出損を余儀なくされたときは、乙は甲から請求が及び次第その出損額(弁済費用を含む)を甲に支払うものとします。ただし、甲の責に帰すべき事由の場合はその限りではないものとします。

第15条 (保険)

1. 甲は、リース期間中、自動車について表記(11)に記載のとおり保険契約を継続して締結します。この保険の車両保険については、甲を被保険者として乙が担保者として乙を被保険者として乙が被保険者として乙が甲の承諾を得た場合には甲の承認する内容の保険契約を自ら締結することができるものとします。この場合、車両保険については甲を被保険者とし、乙は保険証券の写しを保険契約締結後、直ちに甲に交付するものとします。  
2. 前項の保険契約に基づき保険事故が発生したときは、乙は直ちにその旨を甲及び保険会社又は保険代理店に通知するとともに、甲の保険金受取りのために必要な一切の書類を甲に交付するものとします。  
3. 前項の保険により補填されない損害及び免責額は、第14条の定めに基づき一切を乙の負担とします。

第16条 (自動車の原状変更)

1. 乙は、事前に甲の書面による承諾を得ないで、自動車の表記(1)に記載の使用の本拠地の変更、自動車と他の物件との付着、自動車の改造、模様替え、その他性能、機能、品質についての変更等、自動車の原状を変更しないものとします。  
2. 自動車の付着された物は、甲乙間において別段のとりめのない限り、すべて甲の所有物となります。  
3. 乙が、甲の書面による承諾を得て、自動車の原状を変更したときは、その変更に必要な費用をリース料に加算して支払うことができます。

第17条 (譲渡等の禁止)

1. 乙は、自動車及び本契約上の権利を他に譲渡したり、自動車を第三者に使用させ、又は転貸することはできません。  
2. 乙は、自動車について担保権等その他一切の権利を設定することはできないものとします。

第18条 (自動車の点検)

甲は、いつでも自動車の所在場所に入立って、自動車の使用及び保全管理の状況について点検し、乙に対して必要な指示を与え、又は報告を求めることができます。

第19条 (権利侵害行為の排除)

乙は、自動車について第三者から仮差押、仮処分、強制執行、占有の妨害その他甲の権利を侵害する行為がなされ、又はなされるおそれがあるときは、直ちにその旨を甲に通知し、かつその妨害の防止、又は排除に努めるものとします。

第20条 (通知及び報告義務)

1. 乙及び連帯保証人は次の事項が一つでも発生したときは、直ちにこれを甲に書面で通知するものとします。  
①詐欺、盗難その他の事由により自動車の占有を失ったとき。  
②自動車について事故その他第14条に定める損害が発生したとき。  
③住所、氏名若しくは住所、代表者の変更その他事業内容、経営組織の重要な変更があったとき。  
④営業の休止若しくは解散の決議をしたとき、又は官公庁からの営業許可の取消、業務停止、その他業務継続不能の処分を受けたとき。  
⑤詐欺を停止し、又は手形若しくは小切手を不渡になつたとき、又はその他おそれがあるとき。  
⑥差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売、又は破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立を受け、若しくはこれらの申立をしたとき。  
⑦乙の営業が著しく不振、又は営業の継続が困難であると認めらるるに相当する事由が発生したとき。  
2. 乙及び連帯保証人は、甲から要求があった場合、定期的に又はその都度決算報告書等その営業の状況に関する関係書類を甲に提出します。また、乙は、甲から要求があった場合、定期的に又はその都度自動車の使用、維持、管理、保管に関する関係書類を甲に提出します。

第21条 (解約)

1. 乙は、原則として貸渡日以前又はリース期間中に解約はできません。ただし、甲が乙についてやむを得ない事由があると認めた場合に限り、乙は甲に書面にて申し出ることにより、本契約を解約することができます。  
2. 乙は、前項の定めにより、本契約を解約する場合は、直ちに自動車を第29条第1項、第2項の定めに従って、甲に返還し、かつ、解約金として表記(5)に記載の金額を支払いリース料総額と表記(9)に記載のリース料に含まれる費用のうち未発生費用を控除した額を、直ちに甲に支払うものとします。  
3. 甲は、自動車を返還されたときは次の各号を実施します。  
①自動車を財団法人日本自動車査定協会若しくは甲が担当と認める方法によって評価、又は処分します。  
②乙が前項の支払を行ったときは、前号の評価又は処分額から評価又は処分するまでに要した費用及び評価又は処分に係る所定の費用を控除した残額を解済金の額を限度として乙に返還します。ただし、甲が解約金その他本契約に基づく乙の債務を消滅してないときは、当該金額を本契約に基づく乙の債務の一部又は全部の弁済に充当します。(自動車の滅失等による契約の終了)

第22条

1. 自動車事故その他事由のいかんを問わず滅失し、若しくは修理不能(乙による著しい契約走行距離超過運転等のため、自動車エンジン等の重要部品が取替を要する程度に故障した場合を含む)となつたとき、又は滅失その他の理由により乙が自動車の占有を失ったときは、甲は催告を要しないで本契約を終了させることができます。  
2. 前項の場合、乙は規定損害金として表記(5)に記載の金額から支払いリース料総額と表記(9)に記載のリース料に含まれる費用のうち未発生費用を控除した額を、直ちに甲に支払うものとします。  
3. 甲が、自動車について第15条の保険により保険金の支払いを受けたとき、又は保険料等の返還を受けたときは、甲が受領した金額の限度で、乙は前項の支払い義務を免除され、又は乙がすでに前項の金額を支払済みの場合は払戻しを受けることができます。  
4. 第1項の場合に、自動車の残存物がなお存在するときは、乙は、これらを自らの費用負担で甲に返還するものとします。

第23条 (甲による契約解除)

1. 乙が、第3条に定めるリース料の支払いを一回でも怠ったとき、その他本契約の各条項に違反し、又は乙若しくは連帯保証人が第20条第1項第4号ないし第7号の一つにでも該当した場合は、甲は、何らの催告を要しないで、直ちに本契約を解除することができます。  
2. 乙は、前項の定め、又は第37条第3項の定めにより、本契約が解除された場合は、直ちに自動車を第29条第1項、第2項の定めに従って甲に返還し、かつ、規定損害金として、表記(5)に記載の金額から支払いリース料総額と表記(9)に記載のリース料に含まれる費用のうち未発生費用を控除した額を、直ちに甲に支払うものとします。  
3. 甲は、自動車を返還されたときは第21条第3項のとおりとします。

第24条 (連帯保証金)

乙は、第3条のリース料その他本契約に基づく一切の甲に対する債務の支払いを遅延したときは、支払うべき金額につき、その支払期日の翌日から支払い完了日まで年率14.6%の遅延損害金を支払うものとします。

第25条 (連帯保証人等)

1. 連帯保証人は、本契約の各条項を承認し、本契約に基づき乙が甲に対して負担する次の各号に掲げる債務(以下、主たる債務という)につき、乙と連帯して保証債務を負い、その履行の責めに任じます。  
①第3条に定めるリース料、消費税及び地方消費税  
②第7条に定める超過走行距離にかかる超過料金  
③第22条に定める規定損害金  
④第29条に定める車両返還返還の場合の損害金  
⑤前各号に係る第24条に定める遅延損害金  
2. 連帯保証人は、甲がその都合によって、担保又は他の甲から取得、解除しても免責を主張しません。  
3. 連帯保証人は、保証債務を履行した場合、代位によって甲が享受し得る権利は、甲の同意がなければこれを行使しません。もし甲の請求があれば、その権利又は順位を甲に無償で譲渡します。  
4. 甲が連帯保証人のいずれか一人に対して履行の請求をしたときは、乙及び乙の連帯保証人に対しても、この履行の請求の効力が生じるものとします。  
5. 甲において債権保全の必要があると判断したときは、乙は甲の請求に従い、直ちに甲の承認する担保若しくは増担保を差し入れ、又は連帯保証人を立て若しくは追加します。







## 誓約書

令和4年(2022年)7月15日に締結した事務所使用調査研究用自動車のリース契約は、リース契約満了時(令和9年7月14日)に設定残価にて返却するものであり、その時点で返金などは発生しないことを誓約いたします。

令和4年7月15日

兵庫県議会議員 奥谷 謙一



(添付様式2)

### 領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)  
(会派名 自民党兵庫)  
(議員名 奥谷 謙一)

整理番号	使 途 項 目	
7	調査研究費・研修費・会議費 <b>広報広聴費</b> 要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
	詳細は別添えの通り	共通案分率 50% 25% それ以外の案分 99% 案分の説明 県政報告紙の発行 ¥284,900 ¥284,900×99% =¥282,051

## 領 収 証

令和 ~~平成~~ 5 年 4 月 14 日

奥谷謙一 様

金額 ¥284,900-

内 代 金  
記 消費税額

但し 県政報告

上記金額正に領収致しました



取扱者

本領収書は  
県議会議員奥谷謙一  
宛てのものである。

〒 651-1242  
 兵庫県神戸市北区山田町上谷上宮開地35

請求書

2023年03月31日



奥谷謙一様

尚、本日御入金頂いているにもかかわらず  
 コンピュータ処理上未納になっている事がござ  
 いましたらご容赦ください。

（取引銀行）

前回御請求額	今回御入金額	差引繰越	今回売上額	消費税額	伝票枚数
33,000	33,000	0	836,500	83,650	5

今回御請求額
920,150

ページ ( 1 )

得意先コード:200176  
 担当者コード:0209  
 担当者:

検印	担当	勇

年月日	伝票No	区分	注文NO/製品NO	商品名	数量	単位	単価	金額	消費税
23/03/07	25346 (伝票合計)	振込		振込 奥谷謙一				33,000	
23/03/08	61789 (伝票合計)	売上	23030032	県政報告 第13号 奥谷謙一	70,000	部	3.70	259,000	25,900
23/03/18	61988 (伝票合計)	売上	23010090	候補 タスキ 2種 奥谷謙一	3	枚	13,000.00	39,000	3,900
23/03/24	62073 (伝票合計)	売上	23030225	推薦ハガキ 奥谷謙一	8,000	枚	19.00	152,000	15,200
23/03/27	62125 (伝票合計)	売上	23030601	候補 タスキ 1種 小サイズ 奥谷謙一	1	枚	15,000.00	15,000	1,500
23/03/30	62202 (伝票合計)	売上	22090123	ホームページ作成 奥谷謙一	1	式	371,500.00	371,500	37,150
				得意先合計 [奥谷謙一]				920,150	83,650
								84,900	+ 408,650

(添付様式7)

# 活動報告書

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名	奥谷 謙一
-----	-------

活動名	県政報告紙第13号の発行			
活動概要	○令和5年3月8日(金) ○発行部数 70,000部 ○内容は別紙のとおり、県政全般並びに神戸市北区に係る県政報告 ○案分率、紙面面積割で99%			
経費	項目	政活費充当金額	領収書NO	内容
	県政報告 第13号 印刷費	¥282,051	4 - 7	@3.70×70,000部
		合計	282,051	
備考	*添付書類:県政報告紙第13号原本は3-4に添付			

行部数・配付方法等、具体内容を詳細に記載する。

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和5年4月分)

(会派名 自民党兵庫)

(議員名 奥谷 謙一)

整理 番号	使 途 項 目																						
8	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費																						
		<table border="1"><tr><td data-bbox="1150 421 1321 459">共通案分率</td><td data-bbox="1321 421 1445 459">50%</td></tr><tr><td></td><td data-bbox="1321 459 1445 510">25%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1150 510 1445 548">それ以外の案分</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1150 548 1445 586">案分の説明</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1150 586 1445 624">コピー機リース料</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1150 624 1445 663">¥9,000(4月分)</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1150 663 1445 701">消費税 ¥720</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1150 701 1445 739">合計¥9,720</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1150 739 1445 777">案分率</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1150 777 1445 815">¥9,720 × 案分率</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1150 815 1445 853">(25%)=¥2,430</td></tr></table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分		案分の説明		コピー機リース料		¥9,000(4月分)		消費税 ¥720		合計¥9,720		案分率		¥9,720 × 案分率		(25%)=¥2,430
共通案分率		50%																					
	25%																						
それ以外の案分																							
案分の説明																							
コピー機リース料																							
¥9,000(4月分)																							
消費税 ¥720																							
合計¥9,720																							
案分率																							
¥9,720 × 案分率																							
(25%)=¥2,430																							
04	23-04-27	雑借	9,720	NS ミツヒシHBL																			

リースの申込のり内容 (お各様様)

のり申込みの中心のり日立キャピタルNBL株式会社  
 される会社名(乙) 105-0003 東京都港区西新橋一丁目3番1号

契約番号 後日お送りする「リース契約のご確認書」にてお知らせいたします。

申込日 20 年 月 日 及び連帯保証人予定者は、裏面条項および「個人情報の取得・利用・提供・登録および委託に関する条項」について承諾の上、リース物件を営業または事業の用に供する目的で申込をします。

お申込み者・賃借人(甲)

会社所在地 〒051-1392 代表電話 078 1581 10000  
 神戸市北区山田町上谷上字宮前地35

会社名 フリガナ 奥谷謙一事務所  
 代表者名 フリガナ 代表者名 奥谷謙一

生年月日 大昭平 60 年 9 月 13 日 (33才) (男)・女  
 自宅住所 〒051-1392 神戸市北区山田町上谷上字宮前地35

自宅電話 078 1581 10000 携帯電話

種類送付先  会社所在地  設置場所

連帯保証人予定者 ①

お名前 (本人自署) フリガナ 次ページにご捺印ください

生年月日 大昭平 年 月 日 (才) 男・女 住居 自己所有 家族所有 社宅 公営住宅 分譲マンション 賃貸マンション 借家 アパート

自宅住所 〒 自宅電話 ( )

勤務先名 部署 役職 勤務先電話 ( )

勤務先住所 〒 申込者との関係

連帯保証人予定者 ②

お名前 (本人自署) フリガナ 次ページにご捺印ください

生年月日 大昭平 年 月 日 (才) 男・女 住居 自己所有 家族所有 社宅 公営住宅 分譲マンション 賃貸マンション 借家 アパート

自宅住所 〒 自宅電話 ( )

勤務先名 部署 役職 勤務先電話 ( )

勤務先住所 〒 申込者との関係

お支払口座

金融機関名 (フリガナ) 預金者のお名前

預金種目 口座番号 口座番号は右詰めでご記入ください。

法人名とともに代表者署名や代表者名を金融機関印出名称と同様に正確にご記入ください。

振替日は右記、お支払方法のとおりとなります。

4 預金口座振替依頼書に金融機関お届け印をご捺印ください。

注意事項  
 リースの申込みのり内容について日立キャピタルNBLより確認の電話または訪問をさせていただきます。  
 お各様から受領した契約書および与信審査のためにいただいた情報は、本契約の成立にかかわらず当社の規定に従って適切に管理処分するものとし、ご返却はいたしませんのであらかじめご了承ください。

リース物件名	メーカー名	型式/機械番号	台数	設置場所	部署	ソフトの場合インストールするハードの内容	IBNo.
1	別	別	1	会社住所と同一	TEL	ソフトの場合インストールするハードの内容	
2	別	別	1	会社住所と同一	TEL	ソフトの場合インストールするハードの内容	
3	別	別	1	会社住所と同一	TEL	ソフトの場合インストールするハードの内容	
4	別	別	1	会社住所と同一	TEL	ソフトの場合インストールするハードの内容	

別紙に別添明細書 (有) 合計明細 ( ) 明細 (無)

リース物件には動産総合保険が付保されています。(ソフトウェア、サービス、解約金等は保険の対象となりません)  
 ※本書面に記載の「NBL」は、日立キャピタルNBL株式会社、「日立C」は、日立キャピタル株式会社を指します。

金額、リース期間月数を訂正した箇所には賃借人の方の訂正印が次のページに必要です。

リース 開始日	後日お送りする「リース契約のご確認書」にてお知らせいたします。
リース 契約日	
お支払日	20 年 月 日 最終支払月よりさかのぼって充当
前払リース料 (消費税等含む)	円
再リース料(年額)	(月額リース料×12)×1/10に消費税等を加算した合計額相当

月額リース料	①リース料 (消費税等含む)	¥ 9,000	円
②消費税等		7720	円
③お支払額 (①+②)		49720	円

④リース期間月数 60 か月 お支払総額(リース料総額)は 3×となり。

お支払方法	初 回	20	年	月
	第 2 回目	20	年	月
	口座振替(毎月)	7日	27日	

口座振替日を必ずお選びください。

納品・検収予定日 月 日

販売店名(宛先) 株式会社 西日本営業第一部  
 担当者

TEL 078 1382 0578  
 FAX 078 1357 3030

日取キャピタルNBL  
 〒550-0004 大阪府大阪市西区京町筋一丁目11番7号  
 TEL 06-6530-7111

お客様様



65J-1242  
兵庫県神戸市北区  
山田町上谷上字宮開地35  
奥谷謙一事務所 内

お問合せ先  
担当支店: 西日本営業第一部 営業一課  
電話: 06-6530-7111  
(受付時間: 平日 9:00 ~ 17:00)

奥谷 謙一

様

105-0003

東京都港区西新橋1丁目3-1  
西新橋スクエア9階

日立キャピタルNBL株式会社

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。 平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。  
この度は、弊社のリース契約をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。  
ご契約いただきましたリース契約の内容につきまして、下記のとおりご案内申し上げますので  
ご確認いただき、リース契約終了まで大切に保管していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。 敬具

## リース契約のご確認書

【ご契約内容】

契約番号	1046-3292-0600-00	リース期間	60 ヶ月			
契約種類	リース	リース期間開始日	2019/06/19	リース期間満了日	2024/06/18	
販売店名	株式会社 神港コピスター	月額	リース料	9,000円	リース料	540,000円
			消費税等	720円	消費税等	43,200円
			お支払額	9,720円	お支払額	583,200円
代表物件名	複合機	お支払日	27日	お支払方法	口座振替	
※リース物件のご詳細につきましては、別紙をご参照ください。						

【お支払引落口座】

金融機関名		預金種目		口座番号	
口座名義人					

【お支払内容】

(単位: 円)

回数	お支払年月	お支払額	内訳		お支払後残高	回数	お支払年月	お支払額	内訳		お支払後残高
			リース料	消費税等					リース料	消費税等	
1	2019/07	9,720	9,000	720	573,480	31	2022/01	9,720	9,000	720	281,880
2	2019/08	9,720	9,000	720	563,760	32	2022/02	9,720	9,000	720	272,160
3	2019/09	9,720	9,000	720	554,040	33	2022/03	9,720	9,000	720	262,440
4	2019/10	9,720	9,000	720	544,320	34	2022/04	9,720	9,000	720	252,720
5	2019/11	9,720	9,000	720	534,600	35	2022/05	9,720	9,000	720	243,000
6	2019/12	9,720	9,000	720	524,880	36	2022/06	9,720	9,000	720	233,280
7	2020/01	9,720	9,000	720	515,160	37	2022/07	9,720	9,000	720	223,560
8	2020/02	9,720	9,000	720	505,440	38	2022/08	9,720	9,000	720	213,840
9	2020/03	9,720	9,000	720	495,720	39	2022/09	9,720	9,000	720	204,120
10	2020/04	9,720	9,000	720	486,000	40	2022/10	9,720	9,000	720	194,400
11	2020/05	9,720	9,000	720	476,280	41	2022/11	9,720	9,000	720	184,680
12	2020/06	9,720	9,000	720	466,560	42	2022/12	9,720	9,000	720	174,960
13	2020/07	9,720	9,000	720	456,840	43	2023/01	9,720	9,000	720	165,240
14	2020/08	9,720	9,000	720	447,120	44	2023/02	9,720	9,000	720	155,520
15	2020/09	9,720	9,000	720	437,400	45	2023/03	9,720	9,000	720	145,800
16	2020/10	9,720	9,000	720	427,680	46	2023/04	9,720	9,000	720	136,080
17	2020/11	9,720	9,000	720	417,960	47	2023/05	9,720	9,000	720	126,360
18	2020/12	9,720	9,000	720	408,240	48	2023/06	9,720	9,000	720	116,640
19	2021/01	9,720	9,000	720	398,520	49	2023/07	9,720	9,000	720	106,920
20	2021/02	9,720	9,000	720	388,800	50	2023/08	9,720	9,000	720	97,200
21	2021/03	9,720	9,000	720	379,080	51	2023/09	9,720	9,000	720	87,480
22	2021/04	9,720	9,000	720	369,360	52	2023/10	9,720	9,000	720	77,760
23	2021/05	9,720	9,000	720	359,640	53	2023/11	9,720	9,000	720	68,040
24	2021/06	9,720	9,000	720	349,920	54	2023/12	9,720	9,000	720	58,320
25	2021/07	9,720	9,000	720	340,200	55	2024/01	9,720	9,000	720	48,600
26	2021/08	9,720	9,000	720	330,480	56	2024/02	9,720	9,000	720	38,880
27	2021/09	9,720	9,000	720	320,760	57	2024/03	9,720	9,000	720	29,160
28	2021/10	9,720	9,000	720	311,040	58	2024/04	9,720	9,000	720	19,440
29	2021/11	9,720	9,000	720	301,320	59	2024/05	9,720	9,000	720	9,720
30	2021/12	9,720	9,000	720	291,600	60	2024/06	9,720	9,000	720	0

【ご連絡事項】

・お支払方法が口座振替の場合において、ご指定いただいたお支払口座と当社に対する他のお支払いに係る口座が同一のときは、  
当社は、これらの代金を合算した金額で金融機関に対して口座振替の依頼をさせていただきますことがあります。



(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和5年4月分)

(会派名 自民党兵庫)

(議員名 奥谷 謙一)

整理 番号	使 途 項 目									
9	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・ <del>資料購入費</del> ・事務所費・事務費・人件費  詳細は別添えの通り  4月分の ①	<table border="1"><tr><td data-bbox="1139 421 1310 504">共通案分率</td><td data-bbox="1310 421 1433 504">50% 25%</td></tr><tr><td data-bbox="1139 504 1310 539">それ以外の案分</td><td data-bbox="1310 504 1433 539">100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1139 539 1433 795">案分の説明 日経新聞購読料 (4月分)¥5,900</td></tr><tr><td data-bbox="1139 795 1310 1055" rowspan="2">案分率</td><td data-bbox="1310 795 1433 1055">政務活動に用いる 図書であるため</td></tr></table>	共通案分率	50% 25%	それ以外の案分	100%	案分の説明 日経新聞購読料 (4月分)¥5,900		案分率	政務活動に用いる 図書であるため
共通案分率	50% 25%									
それ以外の案分	100%									
案分の説明 日経新聞購読料 (4月分)¥5,900										
案分率	政務活動に用いる 図書であるため									

本領収書は  
県議会議員奥谷謙一  
宛てのものである。

ご利用代金請求明細書

奥谷 謙一様

2023/05/06

楽天カード株式会社

本社/東京都港区南青山二丁目6番21号  
電話番号/03-6740-6740 (代表)

2023年04月ご請求金額

ご利用カード

楽天ゴールドカード (MasterCard)

お支払い日	返済方法	引き落とし口座	請求確定日	利用獲得ポイント	調整額	返金額
2023/04/27	口座振替		2023/04/20		0円	0円

絞り込み表示中カードのご利用明細

(単位:円)

利用日	利用店名	利用者	支払方法	利用金額	手数料	支払総額	当月請求額	翌月繰越残高
-----	------	-----	------	------	-----	------	-------	--------

※絞り込み表示中カードのみの表示となります。  
※ポイント支払いサービスをご利用された場合、ご利用ポイント分を差し引いた金額がご請求予定金額として表示されます。



(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(会派名 自民党兵庫)

(議員名 奥谷 謙一)

整理 番号	使 途 項 目					
10	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <del>事務費</del> ・人件費  詳細は別添えの通り  カード明細は整理番号 9 に添付  4月分の ②	<table border="1"><tr><td data-bbox="1141 414 1316 504">共通案分率</td><td data-bbox="1316 414 1431 504">50% 25%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1141 504 1431 1052">それ以外の案分 案分の説明 インターネット接続料 (2月分) ¥5,370-¥550=¥4,820 ¥4,820×案分率(50%) =¥2,410</td></tr></table> <p>案分率</p> <p>本領収書は 県議会議員奥谷謙一 宛てのものである。</p>	共通案分率	50% 25%	それ以外の案分 案分の説明 インターネット接続料 (2月分) ¥5,370-¥550=¥4,820 ¥4,820×案分率(50%) =¥2,410	
共通案分率	50% 25%					
それ以外の案分 案分の説明 インターネット接続料 (2月分) ¥5,370-¥550=¥4,820 ¥4,820×案分率(50%) =¥2,410						

## ご利用明細照会

2023年02月

[表示](#)

ご請求明細名	備考	パケット数	金額
YAMADA Wi-Fiプレミアム			0
ユニバーサル・電話リレーサービス料			2
おトク割・長期割			-500
Flat ツープラス ギガ放題au2年		27,193,067	4,880
X			
消費税			488
ご請求額			5,370

[メニュー](#)

(添付様式2)

# 領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(会派名 自民党兵庫)

(議員名 奥谷 謙一)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
11	案分率	共通案分率 50%
		25%
		それ以外の案分 100%
		案分の説明 すべて政務活動に係るものであるため
		新聞購読料 (読売新聞4月分) ¥4,200

## 領 収 書

区域013 全戸0006 お問合せNo01761

お名前 奥谷 謙一様  
上谷上字宮開地35



読売新聞オンラインの登録はこちらから  
◇左記の通り領収しました

5 年 4 月分			
銘 柄	部 数	金 額	
1 読売朝刊 消費税込	1	4,200	
2			
3			
合 計		4,200 円	

領収日 2023年 4月 27日

5月15日は、新聞休刊日となっております。御了承ください。

読売センター北神花山 TEL078-586-2313  
北区山田町上谷上字ふけ22-6





(添付様式2)

# 領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(会派名 自民党兵庫)

(議員名 奥谷 謙一)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
12	共通案分率	50%
		25%
	それ以外の案分	100%
	案分の説明	すべて政務活動に係るものであるため
	案分率	新聞購読料 (神戸新聞4月分) ¥4,565



## 領 収 証

2023年04月分 神戸新聞  
山田町上谷上字宮開地35

No. 1-1024-0187-000

奥谷 謙一様

5,428

銘 柄	部	金 額	本体価格/消費税(参考)	
神戸新聞セット※	1	4,400	4,074	326
プラスコース	1	165	150	15
合 計		<b>¥ 4,565</b>	8%対象 ¥4,400(消費税)	¥325
※は軽減税率対象品目			10%対象 ¥165(消費税)	¥15

便利な自動振替も  
ご利用ください。  
※一度ご確認をお願いします。  
左記の通り領収致しました。

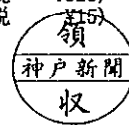
神戸新聞箕谷神戸北町専売所

〒651-1243

北区山田町下谷上字梅木谷1-6

TEL: 0120-86-6410

FAX: 581-0235



(添付様式2)

# 領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(会派名 自民党兵庫)

(議員名 奥谷 謙一)

整理 番号	使 途 項 目															
12	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <b>事務費</b> ・人件費  詳細は別添えの通り。  <div data-bbox="510 913 774 1780"><p>電話料金等払込受領証 おまとめ請求分</p><p>ATMまたはゆうちょ銀行、郵便でお支払いの場合は、左側の印をお出しくたさい。上記以外でお支払いの場合は切り取らないでください。</p><p>ご請求先氏名 奥谷 謙一 様</p><p>お客様番号 4610-0773-80905</p><p>2023年 4月ご請求分</p><p>金額(円) ¥6,691-</p><p>受取人 NTTファイナンス株式会社</p><p>お問合せ先 (無料) 0800-9991000</p><p>領 取 日 戳 印 52587 23.4.28</p><p>取入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p></div>	<table border="1"><tr><td>共通案分率</td><td>50%</td></tr><tr><td></td><td>25%</td></tr><tr><td>それ以外の案分</td><td></td></tr><tr><td>案分の説明</td><td></td></tr><tr><td>通信料 (回線等使用料) 4月分①¥6,691</td><td></td></tr><tr><td>案分率</td><td></td></tr><tr><td>¥6,691 × 案分率(25%) = ¥1,672</td><td></td></tr></table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分		案分の説明		通信料 (回線等使用料) 4月分①¥6,691		案分率		¥6,691 × 案分率(25%) = ¥1,672	
共通案分率	50%															
	25%															
それ以外の案分																
案分の説明																
通信料 (回線等使用料) 4月分①¥6,691																
案分率																
¥6,691 × 案分率(25%) = ¥1,672																

本領収書は  
県議会議員奥谷謙一  
宛てのものである。



お客様電話番号等 BILLING NUMBER	078-581-0077	請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年 4月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

**ご請求内訳** (お客様番号 4610-0773-80905)



内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区 TA
	400	ナンバー・ディスプレイ使用料	3月 1日～ 3月31日
	722	ダイヤル通話料	3月 1日～ 3月31日。なお前月分は178円でした。
(	348)	(内訳) イチリッツ1適用分	次回(来月分)の割引計算期間は、4月 1日～ 4月30日です。
<	348>	<内訳> イチリッツ1適用通話料	イチリッツ1をご利用にならなかった場合、348円となります。
(	374)	(内訳) 通常通話料適用分	
	336	携帯電話等への通話料	3月 1日～ 3月31日。なお前月分は176円でした。
	2	ユニバーサルサービス料他	1番号分のご請求となります。
	366	消費税等相当額(合計)	合算表示の料金合計×10%
◇NTTコミュニケーションズご利用分	359	ダイヤル通話料	ホーム・オフィス割引適用
	32	消費税等相当額(合計)	合算表示の料金合計×10%
◇NTT西日本分(小計)	4,385	(小計)	
◇合計	4,385	合計	
◆078-581-0099			
◇NTT西日本ご利用分	2,240	回線使用料(基本料)(住宅用)	3月 1日～ 3月31日
	85	ダイヤル通話料	3月 1日～ 3月31日。なお前月分は25円でした。
(	51)	(内訳) イチリッツ1適用分	次回(来月分)の割引計算期間は、4月 1日～ 4月30日です。
<	51>	<内訳> イチリッツ1適用通話料	イチリッツ1をご利用にならなかった場合、52円となります。
(	34)	(内訳) 通常通話料適用分	
	2	ユニバーサルサービス料他	1番号分のご請求となります。
	203	消費税等相当額(合計)	合算表示の料金合計×10%
◇NTTコミュニケーションズご利用分	66	ダイヤル通話料	3月 1日～ 3月31日、0570
	6	消費税等相当額(合計)	等をご利用の場合は、その料金を含む
◇NTT西日本分(小計)	2,306	(小計)	合算表示の料金合計×10%
◇合計	2,306	合計	

(添付様式2)

# 領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(会派名 自民党兵庫)

(議員名 奥谷 謙一)

整理 番号	使 途 項 目																	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <b>事務費</b> ・人件費																	
14	詳細は別添えの通り。	<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通信料 (回線等使用料)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4月分②</td> <td>¥4,136</td> </tr> <tr> <td>案分率</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>¥4,136 × 案分率(25%) = ¥1,034</td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分		案分の説明		通信料 (回線等使用料)		4月分②	¥4,136	案分率			¥4,136 × 案分率(25%) = ¥1,034
共通案分率	50%																	
	25%																	
それ以外の案分																		
案分の説明																		
通信料 (回線等使用料)																		
4月分②	¥4,136																	
案分率																		
	¥4,136 × 案分率(25%) = ¥1,034																	

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行郵便局でお支払いの場合は、領収書を添付してください。上記以外でお支払いの場合は、領収書は切り取らないでください。

ご請求先氏名  
奥谷 謙一 様

お客様番号  
4610-2170-47895

2023年 4月ご請求分

金額(円)  
¥4,136-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領 52587印  
73.4.28

取入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

本領収書は  
県議会議員奥谷謙一  
宛てのものである。

請求書 (西日本ご利用分)

651-1242  
神戸市北区山田町上谷上字宮開地35

郵便区内特別

NTTファイナンス



NTTファイナンス株式会社  
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2023年 4月17日発行  
発行会社 差出:NTTファイナンス(株)  
東京都港区港南1-2-70  
お問合せ先 0800-3335550 (無料)  
【速付先】  
〒536 大阪市城東区森之宮1-6  
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F  
社用コード M20021211002 21648 21574 00 J  
81 000000 1 0 23040301J

奥谷 謙一様



023042101043661868



21648

Webでのお問い合わせ先



日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。  
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。( 1 / 2 ページ)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
00-5937-0021 4610-2170-47895	2023年 4月ご請求分	4,136円	2023年 5月 1日(月)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

\*\*\* NTTグループ各社ご請求金額 \*\*\*

NTT西日本ご請求額  
(合計)

4,136円

4,136円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。



( 2 / 2 ページ)

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	00-5937-0021	請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年 4月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 4610-2170-47895)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆00-5937-0021 ◇NTT西日本ご利用分	4,136	5,400 -1,790	フレッツ 光ネクスト F 単利用料 光もともっと割	合 算
		100	発行手数料	合 算
		50	収納手数料	合 算
		376	消費税等相当額 (合計)	合 算
◇合計	4,136	4,136	合計	

ユニバーサルサービス料他には、2023年4月利用料分から2024年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。  
電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。  
[https://www.tca.or.jp/telephonerelay\\_service\\_support/qa/](https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/)

\*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\*  
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

M20021211002 21648 21574 01

# 領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(会派名 自民党兵庫)

(議員名 奥谷 謙一)

整理 番号	使 途 項 目																					
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <b>事務費</b> ・人件費																					
15	詳細は別添えの通り。	<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コピー機使用料 (カウンター料)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4月分¥13,169</td> <td></td> </tr> <tr> <td>振込手数料¥660</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計¥13,829</td> <td></td> </tr> <tr> <td>案分率</td> <td></td> </tr> <tr> <td>¥13,829 × 案分率 (25%) = ¥3,457</td> <td></td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分		案分の説明		コピー機使用料 (カウンター料)		4月分¥13,169		振込手数料¥660		合計¥13,829		案分率		¥13,829 × 案分率 (25%) = ¥3,457	
共通案分率	50%																					
	25%																					
それ以外の案分																						
案分の説明																						
コピー機使用料 (カウンター料)																						
4月分¥13,169																						
振込手数料¥660																						
合計¥13,829																						
案分率																						
¥13,829 × 案分率 (25%) = ¥3,457																						

### ご利用明細

毎度ご利用いただきありがとうございます。  
お取引の内容は下記のとおりでございます。  
どうぞご確認ください。

お取引内容		お取引店	機番
お振込			009
お取扱日		お取扱番号	
05-04-28		0168	
銀行番号	カード店番	口座番号	
万円券	五千円券	二千円券	千円券
1	1	0	0
手数料	ご説明コード	お取引金額	
***		¥13,169	
振込手数料		***	
¥660	おつり	¥1,171	
お振込先			
お受取人			
ご依頼人 オクタニケンイチ様			
(TEL) 078-581-0077			

<裏面もごらんください>

みなと銀行

ご利用時刻

11:04

本領収書は  
県議会議員奥谷謙一  
宛てのものである。

# 請 求 書

☎ 651-1242

神戸市北区山田町上谷上  
宮開地35

請求年月日 2023年 04月 20日

総合事務機器販売  
ステール製品OA機器写真焼付  
株式会社 神港コピースター  
〒650-0011 神戸市中央区下山手通7丁目11番16号  
TEL (078) 382-0578(代)

奥谷けんいち事務所

御中

2280

月 日	品 名	数 量	単 価	金 額	入 金 額	作 業 所 名
03/30	振込				4,400	
04/13	コピーチャージ TA2553CI	1	11,972	11,972		
			売上合計	11,972		
			消費税	1,197		

合 計

前回御請求額	御入金額	調整額	繰越額	今回お買上額	今回御請求額
4,400	4,400	0	0	13,169	13,169

※毎度ありがとうございます  
上記の通りご請求致します

(取引銀行)


株式会社 神港コピースター  
(お振込の際は上記銀行へお願いいたします)



### 検針書控え

【設置先名・設置場所】

〒 651-1242  
兵庫県  
神戸市北区  
山田町上谷上宮開地 35  
奥谷けんいち事務所

 KYOCERA  
京セラドキュメントソリューションズジャパン株式会社

TEL 078-581-0077

様

【機種情報】

機種 Ta 2553ci 機番 RFK9402622 検針伝票 No J006852793  
検針方法 ECOSYS NET

検針実施日 2023年 04月 09日  
前回検針日 2023年 03月 09日

【カウント情報】

※控除はご契約に準じます。

	今回カウント	前回カウント	-	使用カウント				
モノクロ	21,075	19,309	-	1,766				
モノカラー	0	0	-	0				
フルカラー	6,301	6,130	-	171				

TOTAL  
711972

7176  
1766枚  
 $1766 \times 5 = 8830$   
 $200 = -176$   

---

8654

71177-  
1717枚  
 $171 \times 20 = 3420$   
 $300 = -102$   

---

3318

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)  
(会派名 自民党兵庫)  
(議員名 奥谷 謙一)

整理 番号	使 途 項 目							
16	詳細は別添えの通り	<table border="1"><tr><td data-bbox="1153 421 1326 499">共通案分率</td><td data-bbox="1331 421 1445 499">50% 25%</td></tr><tr><td data-bbox="1153 506 1270 577">案分の説明</td><td data-bbox="1198 580 1445 613">政務活動補助職員給与</td></tr><tr><td data-bbox="1110 685 1145 779">案分率</td><td data-bbox="1198 797 1417 864">69,380円 × 50% = 34,690円</td></tr></table> <p data-bbox="1153 1821 1422 1933">本領収書は 県議会議員奥谷謙一 宛てのものである。</p>	共通案分率	50% 25%	案分の説明	政務活動補助職員給与	案分率	69,380円 × 50% = 34,690円
共通案分率	50% 25%							
案分の説明	政務活動補助職員給与							
案分率	69,380円 × 50% = 34,690円							

勤務実績表・領収書

4月分		氏名					
日	曜日	定時勤務				交通費	
		開始時刻	終了時刻	休憩時間	勤務時間数	経路	金額
4月1日	土						
4月2日	日						
4月3日	月						
4月4日	火						
4月5日	水						
4月6日	木						
4月7日	金						
4月8日	土						
4月9日	日						
4月10日	月	9:00	16:30	1:00	6:30	南ウツディタウン-花山(往復)	1,080
4月11日	火	10:00	14:00	0:00	4:00	南ウツディタウン-花山(往復)	1,080
4月12日	水						
4月13日	木	9:30	14:00	0:00	4:30	南ウツディタウン-花山(往復)	1,080
4月14日	金	10:00	15:00	0:00	5:00	南ウツディタウン-花山(往復)	1,080
4月15日	土	11:00	17:00	0:00	6:00	南ウツディタウン-花山(往復)	1,080
4月16日	日						
4月17日	月	10:00	17:30	1:00	6:30	南ウツディタウン-花山(往復)	1,080
4月18日	火	10:00	15:00	0:00	5:00	南ウツディタウン-花山(往復)	1,080
4月19日	水	10:00	15:00	0:00	5:00	南ウツディタウン-花山(往復)	1,080
4月20日	木	10:00	15:00	0:00	5:00	南ウツディタウン-花山(往復)	1,080
4月21日	金						
4月22日	土						
4月23日	日						
4月24日	月	10:00	15:00	0:00	5:00	南ウツディタウン-花山(往復)	1,080
4月25日	火	10:00	15:00	0:00	5:00	南ウツディタウン-花山(往復)	1,080
4月26日	水						
4月27日	木						
4月28日	金						
4月29日	土						
4月30日	日						
計					57:30		11,880

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名 奥谷 謙一



金 69,380 円

左記金額を確かに領収致しました。  
令和 5年 4月 25 日

住所

氏名

時給1,000円×57.5時間=57,500円 + 交通費11,880円 = 69,380円

